懲戒の処分公告

愛知県弁護士会が平成27年10月27日付けでなし、平成27年10月28日に効力を生じた対象弁護士に対する戒告の懲戒処分について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記処分を変更して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

１　処分を受けた弁護士
　氏　　名　鵜飼　源一
　登録番号　18698
　事 務 所　愛知県名古屋市名東区名東本通４―39　エクセレンス名東１Ａ　名東本通法律事務所
２　処分の内容　業務停止１月
３　処分が効力を生じた年月日
　平成28年12月17日

平成 28 年 12 月 17 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成27年11月６日に告知した同会所属弁護士澁谷泉会員（登録番号9161）に対する懲戒処分（業務停止１月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年12月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成28年12月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 28 年 12 月 16 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成27年８月５日に告知した同会所属弁護士大貫憲介会員（登録番号21200）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年12月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成28年12月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 28 年 12 月 19 日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　日本機械設計業厚生年金基金
２．事務所の所在地　東京都中央区日本橋大伝馬町14―１住友生命大伝馬町ビル
３．設立事業所の名称及び所在地　光和技研株式会社　北海道室蘭市、有限会社熊谷機械設計　秋田県秋田市、有限会社アキタ機械設計　秋田県能代市、三協機設株式会社　茨城県日立市、株式会社藤田技研　群馬県高崎市、ブライトエンジニアリング株式会社　東京都西多摩郡、計電エンジニアリング株式会社　千葉県船橋市、東邦設備機工株式会社　千葉県柏市、株式会社朝日設計　東京都台東区、三和工機株式会社　東京都千代田区、一般社団法人日本機械設計工業会　東京都中央区、アズ・キャリア株式会社　東京都新宿区、東京技研工業株式会社　東京都杉並区、株式会社東洋設計　東京都江戸川区、日本プラントサービス株式会社　東京都大田区、株式会社広洋技研　東京都品川区、有限会社斉竹設計　東京都大田区、松本エンジニアリング株式会社　東京都豊島区、有限会社海野設計エンジニアリング　東京都足立区、株式会社新光工業　神奈川県大和市、三洋エンジニアリング株式会社　神奈川県横浜市、株式会社友成機工　静岡県静岡市、株式会社白木機械設計　静岡県浜松市、株式会社内山設計事務所　北海道札幌市、中日本技研株式会社　愛知県名古屋市、富士エンジニアリング株式会社　愛知県豊田市、株式会社タマディック　愛知県名古屋市、中部ドローイング株式会社　愛知県名古屋市、株式会社ケイテック　愛知県名古屋市、有限会社豊明エンジニアリング　愛知県知多郡、株式会社中央図研　愛知県名古屋市、大同技研株式会社　愛知県名古屋市、有限会社技研エンジニアリング　愛知県春日井市、有限会社創光エンジニアリング　愛知県春日井市、株式会社大城エンジニアリング　愛知県東海市、竹田設計工業株式会社　愛知県名古屋市、株式会社テラシマ機械設計事務所　愛知県安城市、株式会社エヌ・イー・ジー　三重県四日市市、エース設計産業株式会社　大阪府大阪市、株式会社篠田工業所　大阪府大阪市、株式会社タイガーテクノ　大阪府大阪市、株式会社第一プラント　大阪府大阪市、三和設計株式会社　大阪府大阪市、株式会社Ｊ．Ｔ　大阪府大阪市、有限会社淀技研　大阪府大阪市、株式会社カンセツ　大阪府大阪市、共和技術工業株式会社　大阪府大阪市、株式会社昭和プラント技研　大阪府泉南郡、株式会社参合技研　大阪府羽曳野市、都エンジニアリング株式会社　大阪府大阪市、ニッコーエンジニアリング株式会社　大阪府大阪市、株式会社枚方技研　大阪府枚方市、株式会社清水設計事務所　兵庫県神戸市、大神機設工業株式会社　兵庫県神戸市、有限会社かや設計所　岡山県玉野市、三友興業株式会社　岡山県玉野市、興南設計株式会社　岡山県倉敷市、株式会社フジ機械設計事務所　岡山県倉敷市、南工株式会社　広島県広島市、山陽設計有限会社　広島県福山市、三和設計株式会社　広島県福山市、株式会社三協設計　広島県呉市、有限会社日本プラント設計　広島県呉市、株式会社ワゴーエンジニアリング　広島県呉市、北九州設計工業株式会社　福岡県北九州市、笠戸設計工業株式会社　山口県周南市、ニッコーエンジニア株式会社　山口県下松市、有限会社森設計工業　山口県下松市、株式会社エムケーシー　山口県岩国市、株式会社ソアテック　香川県高松市、株式会社アイワ技研　愛媛県新居浜市、株式会社曙エンジニアリング新居浜事業所　愛媛県新居浜市、株式会社協栄技研　愛媛県新居浜市、株式会社興新設計　愛媛県新居浜市、株式会社四国技術センター　愛媛県新居浜市、有限会社やまぢ　愛媛県新居浜市、ユースエンジニアリング株式会社　愛媛県新居浜市、株式会社西日本工業　福岡県北九州市、萩原設計工業株式会社　福岡県北九州市、有限会社大分技研工業　大分県大分市、株式会社九州機設　大分県中津市、日本機械設計業厚生年金基金　東京都中央区、株式会社ヒラテ技研　愛知県犬山市、株式会社エムディエイシステム　大阪府大阪市、株式会社ダイセキ　兵庫県明石市、株式会社Ｊ．Ｔ京阪　大阪府大阪市、株式会社オージーエヌ　愛知県岡崎市、株式会社正栄技研　兵庫県神戸市、キューブ技研システム株式会社　大阪府大阪市、辰和機工株式会社　神奈川県川崎市、有限会社ティー・アール設計　大分県宇佐市、山本技研工機株式会社　大阪府八尾市、有限会社クリエイト　東京都豊島区、有限会社ソニック　福岡県中間市、有限会社サンライズ工業　茨城県土浦市、丸昭機械株式会社　大阪府大阪市、株式会社ダイセツ　兵庫県神戸市、株式会社アクア設計　兵庫県明石市、株式会社ナゴヤエンジニアリング　愛知県日進市、有限会社第一エンジニアリング　広島県呉市、神栄技研株式会社　兵庫県神戸市、株式会社タイラエンジニアリング　奈良県大和高田市、有限会社東和テック　大分県大分市、株式会社アイギ　愛知県東海市、株式会社ジャパン・メカニクス　愛知県高浜市、三和テック九州株式会社　福岡県福岡市
４．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第２項による。
５．解散認可年月日　平成29年１月１日

平成 29 年１月 13 日
東京都中央区日本橋大伝馬町14―１住友生命大伝馬町ビル
日本機械設計業厚生年金基金
理事長　竹田　健司

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　竹田　健司
２．住所　東京都中央区日本橋大伝馬町14―１住友生命大伝馬町ビル

平成 29 年１月 13 日
東京都中央区日本橋大伝馬町14―１住友生命大伝馬町ビル
日本機械設計業厚生年金基金
理事長　竹田　健司